

社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

嵐山町

1、だれもが安心して医療を受けられるために

1. 国民健康保険制度について

(1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする。となっております。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、協会けんぽ等と比べても2倍近く高くなっています。それ故に、国庫負担の増額(全国知事会は1兆円)を求めていくことはもちろんですが、市町村におかれましては、国民皆保険制度を守るために、「払える保険税」にして、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

【回答】

制度創設時から国保事業の健全な運営の確保に努めてまいりましたが、被保険者の減少と高齢化、無職者や非正規雇用者といった低所得者が増加、また一人当たりの医療費の増加といった加入者の状況の大きな変化により国保財政の現状は大変厳しい状況です。

埼玉県が財政主体になった現在、本町は県の方針や指導に基づき、医療費の適正化や収納率の向上を目指し、引き続き取り組んでまいります。

(2) 埼玉県第3期国保運営方針について

① 「第3期国保運営方針」において、令和6年度から「納付金」の統一、令和9年度に保険税の準統一をおこなう前提として、県は医療費水準反映係数 $\alpha=0$ としていくとしています。しかし、南部、南西部東部の医療圏と比較して北部、秩父の医療圏では、医療機関など、医療提供体制により、医療費水準に大きな差が生じています。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から「保険税」が高くなるように慎重に検討をすすめてください。

【回答】

本町では、財政責任主体となった埼玉県の方針に基づき、医療費の適正化や収納率の向上に取組み、健全な国保財政の運営ができるよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

② 地方財政法第二条には「(地方財政運営の基本)第二条 地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行つてはならない。2 国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行つてはならない」と明記されています。物価高騰の中で「保険税」が住民の負担にならないように、一般財政からの法定外繰入を引き続き行なってください。そして、今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答】

本町においては、一般会計繰入金の法定外繰入金を行っておりませんので、今後も埼玉県の運営方針に基づき、適切な対応に努めてまいります。

③ 第3期国保運営方針はあくまでも技術的助言であり、すべて市町村の合意がなければまとめられないものです。県は、市町村と合意ができたと強調していますが、統一にむけての「保険税」の引き上げに悩んでいる市町村はあります。高齢化社会の中で、保険税の統一は、今後も際限なく引き上がっていくことが予想されます。負担の公平性、国保財政の安定運営の前に、住民の健康と暮らし優先するために、第3期国保運営方針の撤回を求めてください。

【回答】

第3期国保運営方針で県は、収納率向上の取組支援と医療費適正化の取組促進、また赤字削減、解消の取組を市町村と共に取り組むとっております。本町も共通認識の下、国民健康保険の安定な運営を埼玉県と共に取り組んでまいります。

④ 国保法77条（保険料の減免）は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、18歳までの子どもの均等割はなくすことを条例で定めてください。また、国や県に求めてください。

【回答】

子どもの均等割額負担の廃止または軽減等の減免制度については、町独自で令和3年度より18歳以下の子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の子どもの均等割額の全額免除を実施しております。また、令和4年度より未就学児の均等割額の軽減を実施しております。

(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

政令等で示されている標準保険税率の「応能・応益割合は50：50」でございます。本町における令和5年度末の割合は、応能割57.78%、応益割42.22%と前年度より引き続き応能割合が高くなっており、低所得者に配慮した賦課割合となっております。今後、税率改正等を行う際は、賦課割合についても十分考慮してまいります。

② 子ども(18歳以下)の均等割負担を廃止してください。

【回答】

子どもの均等割額負担の廃止または軽減等の減免制度については、町独自で令和3年度より18歳以下の子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の子どもの均等割額の全額免除を実施しております。また、令和4年度より未就学児の均等割額の軽減を実施しております。

③ 協会けんぽと比較しても高い保険税になっており、払える保険税にするために一般会計からの法定外繰入を増額(復活)してください。

【回答】

本町におきましては、令和3年度から財政責任主体となった埼玉県の方針に基づき、一般会計繰入金の法定外繰入金を行っておりません。健全な国保財政の運営ができるよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

④ 国保会計基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

【回答】

本町におきましては、国保財政の運営の中で、毎年財政調整基金を繰り入れて対応し、税率を上げることなくやってまいりました。しかし、現在基金残高を見まして、来年度予算の積算も難しい状況です。近隣を見ましても多くの市町村が税率の見直しを行っております。本町におきましても準統一に向け急激に税率を上げないためにも税率の改正を行ってまいります。

(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

保険証の発行につきましては、税負担の公平性を保つという観点から、その趣旨に則り、対象者の皆様に対して丁寧に対応し、通常の保険証を所持することができるよう、個々の実情に即した納税相談を行っております。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

交付すべき保険証につきましては、簡易書留により各被保険者世帯に発送しておりますが、そのような中でどうしても受け取りができない被保険者の方もいらっしゃいます。そのような場合にも、定期的に保険証を受領していただくよう文書等によりご案内しております。今後もすべての被保険者の皆様に保険証をお届けできるように努めてまいります。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

今年の12月2日以降は、資格証明書に代わって、特別療養費の支給変更する旨の事前通知をした後に「資格確認書（特別療養）」を発行させていただく予定です。

(5) マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

① 「マイナ保険証」を持っていない方には、「資格確認書」を発行することになっています。2029年7月末までの有効期限にしてください。

【回答】

現段階では、今まで同様、翌年度の7月末までの有効期限を予定しておりますが、国の政策や対応、近隣の状況を見て対応してまいります。

② 「マイナ保険証」を所持している方に、解除できることをお知らせをしてください。

【回答】

現行のままでは、障害者や介護の必要な高齢者等不利益を被る恐れがあるため、保険診療が受けられない方を出さないよう国の政策や対応を注視してまいります。

(6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】

保険税申請減免の基準拡充については、国保会計の財政状況を勘案し検討してまいります。

(7) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の 1.5 倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】

保険税申請減免の基準拡充については、国保財政の状況を勘案し検討してまいります。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

各種申請方法におけるその簡便さについては、行政職員と住民の方との意識の違いが存在すると思われまふ。減免の申請にかかわらず、各種申請又は届出等を行う際には、住民の皆様が分かりやすく手続きできるよう、丁寧に説明・周知等を図っていくよう努めます。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】

医療機関に減免申請書を設置することは、医療機関に対して大変な負担を求めることとなるため、住民の皆様が分かりやすく手続きできるよう、丁寧に説明・周知等を図っていくよう努めます。

(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】

滞納者に対しては、納税相談により本人や家族から収入および生活費等の支出状況を聞き取り、本人等の意向も伺いながら個別に判断し相談者の実状に合った対応を心がけております。その結果、納付能力があるにも関わらず、未納の方については差押え等の滞納処分を行っておりますが、納付能力がないと判断した方については滞納処分の停止を行い、強制的な取り立てはしておりません。

また、納税相談等で生活困窮が疑われる事案については、生活支援部署への相談を推奨しております。

② 給与・年金等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】

本町では、納税相談や財産調査により状況を把握し、納付能力があるにも関わらず未納の方については差押え等の滞納処分を行っております。給与差押による取り立ては法律に基づく差押禁止額の規定に則って行い、給与以外の債権についても同様に生活費を除いた額を取り立てております。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】

本町では、納付期限までに納付されない方については督促状、催告書等で納付を促します。納税相談の機会も設けておりますがそれでも納付がない方については、財産調査を並行して行

います。その結果、事業費等の振込口座の確認が取れば、まず預金差押えを行います。預金差押えにあたっては給与の差押禁止額の規定に則り行います。預金からの差押えで取り立てが不可能な場合は、最終的な手段として売掛金の差押えを行います。事業の継続を脅かすことも重々承知しておりますので、納税相談の機会も十分に設け、慎重に対応し一方的な差押えは行っておりません。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

国民健康保険税の差押え等の滞納処分は「国税徴収法における滞納処分の例によること」とされており、他の諸税と同様の扱いとしております。しかしながら、すべての町税において納税相談による本人からの聴き取り及び財産調査等で生活状況を客観的に判断し滞納整理を進めておりますので、特別な対応はしておりませんが当事者の生活実態に配慮した対応をとっております。

(9) 傷病手当金制度を創設してください。

① 傷病手当金を創設し、被用者以外の方への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

現時点において、町独自の支援・要望等は考えておりませんが、近隣の状況を見て対応してまいります。

② 傷病手当金制度を創設できない場合は、傷病見舞金制度を創設してください。

【回答】

現時点において、町独自の支援・要望等は考えておりませんが、近隣の状況を見て対応してまいります。

(10) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。また、公募制にできない理由を教えてください。

【回答】

本町の国民健康保険運営協議会委員の選任にあたり、現在公募は行っておりません。しかしながら、条例の定めにより、被保険者代表3名、保険医又は保険薬剤師代表3名、公益代表3名と定められており、現在その区分に従って適切な方を選任しております。今後も選任の方法等、開かれた協議会を念頭に様々な方法を検討して参りたいと考えております。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

本町におきましては、協議会に関する情報を町ホームページに可能な限り掲載して周知を図っております。今後も、協議会運営の改善に向けて努めてまいります。

(11) 保健予防事業について

① 特定健診の本人・家族の負担を無料にしてください。

【回答】

令和元年度より、40歳から55歳の方は無料で受診できます。それ以外の方は自己負担500円で気軽に受診できるようになっております。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】

がん検診・特定健診の同時受診については医療機関によって健診項目が異なりますが、特定健診が受診できる85医療機関のうち、34医療機関においてがん検診を実施しております。また、今年度より受診期間を同期間とし、より受診者の利便を図ったところでございます。

③ 2024年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】

未受診者を対象に勧奨通知の発送を予定しております。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】

全実施事業において、嵐山町個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき適正に管理しております。

(12) 財政調整基金について

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立てきた住民の貴重な財産です。コロナ禍から昨年の物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

① 2023年度(令和5年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

【回答】

令和5年度末の残高は、7億5,307万3千円です。

② 国民健康保険は協会けんぽのように事業主負担がないことから高い保険税となっております。引き下げるために、財政調整基金の活用をしてください。

【回答】

本町の財政調整基金の残高は、埼玉県内の町村のなかでも低位にあり、今後の、高齢化等による財政需要を考えた場合、現在のところ、財政調整基金の活用については、難しい状況です。

2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化により、受診抑制がおきており重症化につながります。中止するよう国に要請してください。

【回答】

現時点において、国への要望等は考えておりませんが、近隣の状況を見て対応してまいります。

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】

現時点において、町独自の措置は考えておりませんが、近隣の状況を見て対応してまいります。

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】

高齢者への見守りは所得に関係なく実施しています。地域包括支援センターで看護師の見守り訪問を行っており、生活、心身状態の把握に努めています。

また、高齢者の保健事業と介護予防事業等の一体的な実施事業により、日ごろから病院を受診していない方や健診を受けていない方等に対して訪問を行い、健康状態を把握、状況に応じて必要な支援やサービスにつなげています。

(4) 団塊の世代が75歳になり、健康づくりが重要となっています。健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

コバトンALK00マイレージ事業の実施を行っております。また、生き生きふれあいプラザやすらぎトレーニングルームでは、専門トレーナーのもと、利用者の健康づくりを推進しております。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

【回答】

特定健診については40歳から55歳の方を対象に、肺がん検診では65歳以上の方を対象に、歯科検診では75歳と80歳の方を対象に無料で実施しております。また、令和5年度より歯周病検診として成人の方を対象に無料で実施しております(年間1日、健康増進センターで実施)。人間ドックについては20,000円の補助を行っており、現時点では無料とする考えはございません。

(6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

【回答】

一昨年度、県に対して助成制度の創設を要望しました。県の回答は、国において難聴等の危険因子に対する予防介入研究も行われていると聞いており、国や他の都道府県の動向も参考に研究していくというものでした。町としては、昨年10月から補聴器購入助成制度を開始し、加齢性難聴者へ支援をしています。

3. 地域の医療提供体制について

(1) 埼玉県において、医師・医療従事者不足が発生していることから、国および県に対して、病院の統廃合・縮小をはじめ目的とする方針の撤回、そして、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充を求めてください。

【回答】

埼玉県地域医療計画(第8次)では、基本理念のひとつとして、「今後増大する多様な医療需

要に対応できる医療従事者の確保」を掲げており、医療の高度化・専門化に対応できる多様な分野に対応できる人材を確保する取組のほか、県民が住み慣れた地域で必要な時に必要なサービスの提供を受けられる地域医療構想の体制について確保すると示しています。本町では、国及び県の今後の状況を踏まえ、検討してまいります。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるように処遇改善をはじめ、必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

嵐山町地域福祉人材育成助成金制度の運用を行っておりますが、今後とも国及び県の対策を踏まえ、本町としての取り組みを検討してまいります。

4. 新たな感染症に備えて、住民のいのちを守るために安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

本町においては、今年度より既存2担当を一体化し、連携効果をさらに発揮できる体制を整えております。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】

国及び県の対策を踏まえ、本町としての取り組みを検討してまいります。

2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1. 安心で十分な介護サービスの提供体制をつくってください。

厚労省の社会保障審議会は第9回介護保険事業計画では、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村の「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入は先送りしましたが、所得基準額の引き下げで利用料2割負担を実施しようとしています。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

【回答】

高齢化が進展し、要介護認定者が増加し、介護保険財政の負担が大きくなっていく中で、様々な課題がありますが、高齢者が健康を維持し安心して生活していくことができるよう国の指針に基づき介護保険制度の適切な運営に努めてまいります。

2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

物価高騰の中で、住民は困窮しています。保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】

第1号被保険者の保険料については、3年ごとの見直時期により今年4月から保険料が改正されました。また、本町の人口は年々減少傾向にありますが、65歳以上の高齢者人口及び高齢化率は年々増加しており、介護保険サービス費の給付も増加すると見込んでおります。

このような状況ですが、本町の保険料は、全国・埼玉県の平均以下の金額となっております。

3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。物価高騰などさまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】

介護保険料については、震災、風水害、火災等により住宅等が著しい損害を受けたときや世帯の主たる生計維持者が、入院、失業等によって収入が著しく減少した場合等は、「嵐山町介護保険条例」に基づき減免を行っております。また、令和元年10月から実施の消費税率引上げによる増収分を財源として、所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置が強化されました。

4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】

住民税非課税世帯の利用者に対しては、「嵐山町介護保険利用料助成要綱」に基づき利用料の助成を行っております。

(2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

現在、補足給付の対象となっている方は116名で、この改正により、負担が増える第三段階②に該当する方は40名になります。本町では、負担軽減措置として町単独事業の介護保険利用料助成事業を実施しており、新たな軽減対策を講じる考えはありませんが、ケアマネジャーや関係機関と連携し低所得者に対する相談体制の強化を図ってまいります。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】

食費と居住費の負担軽減の対象となるサービス以外の助成制度は考えておりません。

6. 訪問介護事業所の実態を調査し支援をおこなってください。

(1) 小規模事業の大半は赤字経営になっています。自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

現場で働いている方が安心して働けるよう、国及び県の対策を踏まえ、本町の取組を検討しております。

令和5年度におきましては、原油価格・物価高騰の影響を受けている町内等の介護サービス事業者等への支援として、地方創生臨時交付金を活用し「介護サービス事業所等光熱費等高騰対策支援事業」を実施しました。

(2) 新型コロナが5類にさがっても感染者は多く、感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

感染症法の移行に伴い、県の支援が終了したことを踏まえ、現時点では町独自の提供事業は考えておりません。

(3) 介護従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種の助成を創設してください。また、公費による定期的な PCR 検査等を実施してください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症が流行した際には、高齢者施設等の従事者については優先接種対象者として接種事業を進めてまいりました。令和5年度の感染症法の移行に伴い、国や埼玉県の PCR 検査等無料化事業が終了したことを踏まえ、現時点では町独自の検査事業は考えておりません。

7. 在宅を推し進める国の意向に反して、訪問介護報酬が今回マイナス改定となる予定です。ヘルパー不足の中、ヘルパーの離職や小規模の訪問系サービスの閉鎖が懸念されており、利用者が必要なサービスを受けられなくなるリスクがあるため、自治体として改善してください。

【回答】

令和6年度介護報酬の改定にあたっては、厚生労働省において様々な要素を考慮した上で決定されたものであると認識しております。町としましては、国の指針に基づき介護保険制度の適切な運営に努めてまいります。

8. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

特別養護老人ホーム設置は県が審査を行います。町の意見を求められた際は、適切に対応します。

小規模多機能型居宅介護施設は、第8期及び第9期嵐山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画で整備目標を掲げておりますが、今のところ応募がない状況です。

9. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

本町では、長寿生きがい課内に地域包括支援センターを設置し直営で運営しています。役場職員数自体が減少する中で包括支援センターの職員を増員することは中々難しい状況です。今後も限られた人員ではありますが、個々の職員の専門性やスキルアップを図り、体制の充実を図っていきたいと考えております。また、毎年度事業評価を行い、必要に応じて見直しをしながら事業を効果的に実施していきます。

10. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

介護支援専門員の確保が困難になり、ケアマネ難民が発生している実態があります。県独自の処遇改善制度の創設を県に要請してください。また、資格更新受講料負担など介護支援専門員の安定的な確保に向けての施策を検討して下さい。（東京都では独自の処遇改善手当として月額2万円手当あり）

【回答】

介護に携わる人材を確保することは、本町でも重要な課題であると認識しております。新規就業者等に対しての独自支援として、「地域福祉人材育成基金」を活用し、介護職に就くための助成を実施しております。また、国や県の支援による介護人材の確保・定着の推進に関する事業等の情報の提供をしています。

11. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、予算を取り支援策を具体化している自治体では、実態調査やアンケート、また、小中学生からの要望出してもらうなど開始しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】

町内の小中学校では、ヤングケアラー（疑いを含む）と判断すべき児童生徒を複数把握しており、適切な支援を行っております。該当の児童生徒に対しましては、福祉課、長寿生きがい課、民生委員等の関係機関と連携しながら、保護者との相談活動、家庭環境改善への働きかけを行っております。具体的には、保護者への啓発相談活動、介護・療育・保育等が必要な状況の改善、家事等への支援、該当児童生徒が安心できる居場所づくり等です。

また、毎年町内中学2年生全員に埼玉県が作成した地域包括ケア漫画「みんないつかは年をとる」を配布しています。

他にも町ホームページにおいて、周知及び相談先を掲載しております。

12. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】

保険者機能強化推進交付金は、各市町村が保険者機能を発揮し、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取り組みを推進するために、2018年度から創設されました。介護予防の位置づけをさらに高め、地域包括ケアシステムの構築には欠かせないものであると認識しております。

13. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】

介護保険の健全な運営と安定的な制度を保持するためには国庫負担割合の引き上げが重要であると思っております。機会を捉えて国県等に要請していきたいと考えています。

14. 介護給付費準備基金残高から2024年度に執行した金額はいくらですか。

【回答】

2024年度は、8,000,000円を介護給付費支払い準備基金から繰り入れる予定となっております。

3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害者福祉施策の実施にあたっては、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の実現

を目指すとともに、障害者権利条約、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見、骨格提言の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に受け止めてください。

【回答】

国及び県による基本指針に基づき、計画を策定しております。

2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【回答】

障害者地域生活支援拠点等事業のうち、専門的人材の確保・養成に関しては、比企地域自立支援協議会の研修会として実施しております。また、町内の障害福祉事業所に参加いただく事業者連絡会を地域の体制づくりの位置付けとして進めていきたいと考えております。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】

国の基準に準拠してまいります。

(3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。市町村での障害を持った方の暮らしの場の資源、支援が必要としている計画を策定してください。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】

現状で入所施設2カ所、グループホーム16カ所が設置されています。障害者計画においてもグループホームや入所施設の提供体制の確保を記載しております。

(4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、把握して、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

複合的な課題を抱える家庭について、引き続き、高齢者福祉担当課、民生委員と情報を共有し、支援を実施してまいります。

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、相談窓口を設けるなど市町村で独自に職員確保のための施策を講じてください

【回答】

県が実施する人材紹介制度や町商工会が開催する就職相談会を紹介しております。

4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

県の補助制度に準じて実施しております。

- (2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

県の補助制度に準じて実施しております。

- (3) 二次障害（※）を単なる重度化にとらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。保健、医療、福祉がそれに十分応えられていません。

【回答】

比企地域自立支援協議会での働きかけを検討してまいります。

5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について

(1) 障害者生活サポート事業

- ①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

当該事業は、実施しております。

- ②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

県の補助要綱に準じて実施しております。

- ③ 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

【回答】

現行の事業者に対する運営費の助成及び利用者に対する利用料助成を継続してまいります。

(2) 福祉タクシー事業

- ①初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】

埼玉県福祉タクシー運営協議会にて協議が整った内容に準じた事業を実施しております。

- ② 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

福祉タクシー制度の所得制限の導入予定はございません。また、埼玉県の福祉タクシー事業に準じた町単独のタクシー利用助成事業も実施しております。

(3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

県への要望を検討してまいります。

6. 災害対策の対応を工夫してください。

(1) 避難行動要支援者名簿は手上げ方式ですが、希望しなくても必要な人、家族がいても、希望する人は加えてください。掲載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】

「嵐山町支え合いマップ」（災害時等要援護者情報台帳）への登載は、自力では避難できない「70歳以上の高齢者のみの世帯の方」、「障害者の方」、「概ね介護3以上の方」のほか、「日中独居となる高齢者等」も該当します。家族がいても希望があれば登載しております。避難経路については、災害の状況により経路が変わる可能性があるため定めていませんが、要援護者の避難が必要な場合は、バリアフリーの避難所に避難していただきます。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

（福祉課）

行政区の中でモデル地区を検討し、モデル地区の区長及び関係課と連携して準備を進めてまいります。

（長寿生きがい課）

令和3年5月に災害対策基本法施行規則が改正され、福祉避難所についてあらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを明示する新たな制度が創設されました。新たな制度に対応するため、関係課が連携して準備を進めてまいります。

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

本町においては、大規模災害時に自宅・車中・その他に避難している方は、最寄りの避難所または町災害対策本部に避難先を届け出ることで、避難者として把握いたします。救援物資は、その方の分も含めて最寄りの避難所に届きますので、そこで受け取る仕組みとなります。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした障害者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

被害状況や民間団体が行う支援の内容などが分かった際に、状況に応じて名簿の開示ができるかどうかの判断をします。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

自然災害対策は防災担当課、感染症対策は健康管理担当課が主となり連携して対応しております。

7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を障害者施設に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

他の感染症と同様に感染防止に努めていただくことは重要と考えております。市場での供給が出来ない状況となった時などは、衛生用品の防災備蓄品の活用について、防災担当課と連携・調整を図り、供給できるような体制を検討します。

(2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

【回答】

体調不安や発熱等の症状があり受診を迷っているなどのご相談があるときは、埼玉県救急電話相談（#7119）を案内しております。

(3) 障害者への優先接種を継続して行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

初回接種より基礎疾患をお持ちの方、高齢者施設の従事者等できるだけ早期に接種ができるよう、準備を進めてまいりました。今年度からは高齢者等を対象とした定期接種となり、かかりつけ医等で接種が可能となっております。

(4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。障害者施設に補助金の増額、継続をしてください。

【回答】

令和5年度に町内障害福祉施設及び町に登録している生活サポート事業所に対し、障害者等施設等光熱水費等価格高騰対策支援事業として補助金を支給いたしました。今後も対象となる国・県の補助事業があった場合には、対応してまいります。

8. 難病患者の就労を進めてください。

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいたします。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022年12月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーション flat」（令和2年4月1日開設）で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者

はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

【回答】

現在、当町で手帳のない難病患者の雇用は正規職員で1名です。

4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

【保 育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1 時点)の実態を教えてください。

【回答】

令和6年4月1日現在の待機児童数は、0人となっております。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

町内保育所4カ所の定員は、242人です。令和6年4月1日現在、定員を下回る216人の児童を受け入れております。年齢別の受け入れ児童総数は、0歳児10人、1歳児25人、2歳児42人、3歳児46人、4歳児43人、5歳児50人の合計216人です。定員を超えた場合でも受け入れの弾力化を図ってまいります。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

ここ数年の状況は、定員を下回る状況が続いているため、今後の状況を注視し慎重な検討を図ります。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

町内の保育所では、障害児保育を実施しているところであります。受け入れ枠は、保育所と協議の上、柔軟に対応しております。補助金につきましては、今後の状況をみながら慎重に検討してまいります。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

本町において認可保育所に移行する認可外保育施設はございませんが、今後の状況を見ながら慎重に検討してまいります。

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】

本町では、1歳児で4対1、3歳児では1.5対1で保育を実施しており、国の配置基準より少ない児童数で保育を実施しており、児童や保護者に寄り添った保育運営に努めてまいります。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

【回答】

町では、従来より「民間保育所運営改善事業」として町内保育所へ町単独の補助金を交付しているほか、令和5年度は、希望する保育所について、町広報紙において保育士の募集記事も掲載させていただきました。民間保育所の運営状況にもよりますが国基準の保育士の配置について、保育所とともに検討してまいります。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。県内では子育て支援政策として0歳～2歳児の保育料を無償化する自治体が増えました。また、3歳児以上児の実費徴収となっている給食費においても自治体負担によって無償化される地域が増えています。物価高騰や生活に見合わない給与によって、保育料や給食費が保護者の大きな負担となっています。地域の子育てを手厚くするためにも、少子化対策、子育て支援政策として、保護者の負担軽減のために積極的に取り組んでください。また、県に対して意見書をあげるなどの働きかけを行ってください。

(1) 0歳～2歳児の保育料を無償化、大幅に軽減してください。

【回答】

保育料の無償化は、自治体規模の実施ではなく国が制度として実施するものと考えております。一方で、保護者の所得状況により減免事業は継続してまいります。

(2) 給食費食材費(副食費)を無償化してください。

【回答】

(幼稚園)

嵐山幼稚園では、給食費を負担していただいておりますが、そのうち副食費免除となる方

は、毎月の給食費から副食費相当額を免除した金額を納入いただいております。免除の条件は、収入額が一定額に満たない世帯のお子さんと、収入に関わらず第3子以降のお子さんです。また、私立未移行園に通うお子さんは、該当する場合は申請をしていただき、副食費相当額を償還払いでお支払いします。なお、免除の条件は同じです。

(保育所)

給食食材費の実費徴収については、保護者負担が増加しないよう町内保育所に対し定員数に応じた補助金を支給してまいります。

5. 2024年度より試行的事業が試行され、2026年度には本格実施が予定される『子ども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)』は、親の就労に関係なく0歳～2歳児の子どもを対象に定期利用及び、自由利用などニーズに合わせ保育を利用することが可能な制度です。自由利用は利用者の居住する自治体を超えて全国の施設を1時間単位で利用できる仕組みとなっており、子どもの状況が十分に把握されないまま、保育を利用されることが懸念されています。子どもの命が危険にさらされる可能性と、子どもにとって見知らぬ人や場所に預けられる不安を考慮すると、導入には慎重になるべきと考えます。

(1) 誰でも通園制度の実施にあたり、自治体の考えを教えてください。

【回答】

本町には公立保育所は無く、4園全てが民間保育所であります。事業の実施については、各園の状況と意向確認も必要と考えます。

(2) 事業を実施するのであれば、保育士の増員、設備等の環境の整備を予算化してください。

【回答】

(1)にて回答のとおり各園の状況と意向の確認が必要と考えます。

6. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設については、5年間は基準を満たさない施設も無償化の対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

国基準に基づき、認可外保育施設についても年1回の指導監督を実施しております。また、埼玉県で実施する研修についても周知を図り、参加について働きかけております。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

町内の保育所は、全て民間保育所ですが、保育所の意見も十分に取り入れ、可能な限り運営に支障がないよう配慮してまいります。

(3) 児童数の定員割れ(特に0歳児など)については、いつでも定員までの受け入れを可能とする保育士の確保のため、在籍人数ではなく定員に対して委託費を出してください。

【回答】

保育所と情報を共有し、乳児途中入所促進事業等を積極的に活用してまいります。

【学 童】

7. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、「1 支援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m²以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

学童保育室の運営は、国基準の基づき実施しております。令和 6 年度より待機児童対策として通常利用と長期休暇利用の申込を実施しております。

8. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で 46 市町(63 市町村中 73.0%)、「キャリアアップ事業」で 36 市町（同 57.1%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

併せて、令和 6 年度の国の新規「常勤支援員 2 名複数配置」補助を施策化してください。

【回答】

学童保育室は、指定管理者制度を導入して運営しておりますが、定期的に指定管理者と指導員の確保について協議を実施しております。また、処遇改善については、放課後児童支援員等処遇改善事業を活用し、支援員の処遇改善に努めております。

9. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」（※「県ガイドライン」）立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】

本町では従前から支援員の複数配置を実施しており、引き続き複数配置に努めております。

【子ども・子育て支援について】

10. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

- (1) 埼玉県は通院については小学校 3 年生まで、入院については中学卒業までの医療費助成の現物給付を、2024 年 4 月から実施されました。現物給付の対象年齢を 18 歳までに拡充してください。

【回答】

本町では、令和 4 年 10 月の県内医療費現物化以前に対象年齢を 18 歳の年度末まで拡大しております。

- (2) 国に対して、子ども医療費無償化の制度をつくってくれるように要請してください。

【回答】

機会をみて県を通じて、国へ要請したいと考えます。

- (3) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を18歳まで引き上げるように要請してください。

【回答】

令和6年度より埼玉県の助成が小学3年生まで入通院、以降中学生までが入院に対する助成事業となりました。全県での18歳までの引き上げについて、機会をみて県へ要請してまいります。

11. 子育て支援を拡大してください。

- (1) 国民健康保険の保険税の子ども(18歳以下)の均等割金額相当の財政支援をしてください。

【回答】

子どもの均等割額負担の廃止または軽減等の減免制度については、町独自で令和3年度より18歳以下の子どもが3人以上いる世帯の第3子以降の子どもの均等割額の全額免除を実施しております。また、令和4年度より未就学児の均等割額の軽減を実施しております。

- (2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

【回答】

嵐山町では、安全安心な学校給食を提供していくため、嵐山町産の野菜の活用を実施しております。令和5年度は年間使用量の27.1%を嵐山町産野菜が占め、17品目にのびりました。なお、米は100%嵐山町産を使用しています。

無償化に関しては、大きな財政負担も生じるため、町全体で慎重に考えていく必要があると思います。

- (3) 就学援助基準額を引き上げてください。小中学校の児童生徒のいる家庭に周知してください。就学前にも周知してください。

【回答】

嵐山町では、就学援助の申請があった際に、「特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる保護基準額」の1.3倍未満の世帯については所得を理由に就学援助世帯として認定しております。倍率の引き上げについては他の自治体の動向等を見ながら検討して参ります。

周知については、嵐山町では町立学校に在籍している全ての学齢児童生徒へ学校を通じて通知しております。就学前の家庭については就学時健康診断の際に教育委員会から保護者へ制度についての説明を行っております。

5. 住民の最低生活を保障するために

1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省はホームページに「生活保護を申請したい方へ」の項目に、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、例えば、同居していない親族に相談してからでないとは申請できないことはない。住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立

場に立って、市の広報に記載するとともに、チラシやポスターを作成してください。

【回答】

当町の生活保護の実施機関は埼玉県であり、県のしおりを活用してまいります。

2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を徹底し、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県の通知（R5年）にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】

当町を所管する生活保護の実施機関は、埼玉県西部福祉事務所になります。

3、保護決定は2週間以内を徹底してください。また、決定後は速やかに保護費を支給してください。

【回答】

生活保護の実施機関は、県の福祉事務所になりますが、これまで同様に申請書の受付後は迅速に対応してまいります。

4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

【回答】

生活保護は県の福祉事務所で実施しており、通知書書式は県が決定しているものです。

5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を下回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】

生活保護の実施機関は、県の福祉事務所ですが、機会をみてケースワーカーの増員を要望してまいります。

6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」

と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

【回答】

生活保護の実施機関は、県の福祉事務所になります。

7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、エアコンのない低所得世帯に、自治体としてエアコン設置代と電気代補助を実施してください。

【回答】

非課税世帯等に対する物価高騰対応重点支援給付金の支給を実施しています。

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護申請に漏れがないように努めてください。

【回答】

庁内及び地域の民生委員等の関係機関と連携し、生活に困っている方の把握に努めております。また、生活保護及び生活困窮者支援の実施機関である県の福祉事務所、生活困窮者相談支援事業所とも継続的に連携してまいります。

9. 医療を受けるために移送費が出ることを教示し、請求されたものは全額支給してください。

【回答】

生活保護の実施機関は、県の福祉事務所になります。

以上

ご協力ありがとうございました。